

令和3年6月18日

保護者各位

小牧市教育委員会

緊急事態宣言の解除を受けての学校における新型コロナウイルス感染症の対応について（通知）

日頃から学校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症については、感染者数等が減少したことから6月20日（日）に緊急事態宣言が解除され、6月21日（月）から7月11日（日）までの21日間、まん延防止等重点措置の対象地域に指定されることになりました。学校においては、今後も感染対策を継続しながら下記のとおり教育活動に取り組んでまいりますのでご理解をいただきますとともに、引き続きご家庭での感染予防のため児童生徒の健康状態の把握、及び学校との連携等に関し、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 部活動について

- 部活動は、6月26日（土）から土・日曜日の活動を再開します。但し、6月26日（土）、27日（日）については、校内練習のみとします。
- ジュニア育成活動（ViVa!スポーツクラスを含む）、及びスポーツ教室は、6月21日（月）から順次再開となります。
詳細は、（公財）小牧市スポーツ協会のホームページをご確認ください。

2 マスクの着用について

- 学校生活では基本的に感染防止のためマスクの着用を指導します。
- 体育の授業では、熱中症を考慮して密にならないように活動し、状況に応じてマスクを外すように指導します。
- 暑い日の登下校中は、適宜マスクを外すように指導します。

3 感染者が確認された場合の対応について

- 児童生徒または教職員などの感染が確認された場合は、県の衛生部局に相談した上で、濃厚接触者の確認、施設の消毒を実施します。
- その際、**できる限り感染対策を実施して学校運営を継続しますが、状況によっては臨時休校や学校施設の閉鎖、又は予定していた下校時刻より早い時間に一斉下校の措置をとる場合があります。**また、休日においても学校施設の閉鎖を実施することがあります。
- 感染者が確認された場合は、関係者に対する誹謗中傷・風評被害などに配慮し、**学校名を公表しませんが、当該学校の保護者には配信メール等で連絡します。**
- なお、臨時休校の期間については、状況に応じて延長する場合があります。また、臨時休校中は、原則、児童生徒は自宅待機をお願いします。

4 出席の取り扱いについて

- 医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患のある児童生徒が感染症対策のため欠席する場合、また、児童生徒が感染予防のため自主的に欠席する場合には、**保護者からの連絡をもって欠席扱いにしないこととします。**

5 家庭での健康状態の把握について

- 毎朝、検温と体調チェックを行い、「健康観察カード」に記入押印し、担任へ提出させるようにお願いします。
- 発熱、咳等の風邪症状、息苦しさなどを感じる場合は、自宅で休養させてください。また、同居家族の方についても、毎日の健康状態の把握をお願いします。

6 学校への連絡について

- 次の場合に該当する時は、**感染拡大防止のために速やかに学校（教頭または担任）へ連絡してください。**
 - ・児童生徒または同居家族の方の**感染が判明した場合**
 - ・児童生徒または同居家族が**濃厚接触者と認定された場合**
 - ・児童生徒または同居家族が**PCR検査、又は抗原検査を受けることになった場合**

偏見や差別、いじめ等の防止について

小牧市では、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別的な言動に同調したり、根拠の有無に関わらず情報を拡散したりすることのないよう「新型コロナウイルス感染症関係者の人権擁護に関する条例」を制定しております。

市内小中学校では、この条例の趣旨を踏まえ児童生徒や教職員の感染が確認された場合、人権尊重・個人情報保護の観点から学校名を公表しておりませんが、当該学校保護者へ配信メールでお知らせする方針で対応しております。

今後も学校において、子どもたちの支え合い・思いやりの心を育ててまいりますので**ご家庭においても、感染者をはじめご家族、関係者に対する誹謗中傷・風評被害がでないよう特段の配慮をお願いします。**